

校則の見直しについて

学校安全・安心推進課

このことについて、今年度6月に実施したアンケートの結果と、その結果を受けて各県立高等学校及び県立特別支援学校に対して校則の見直しを通知する予定であることを報告する。

令和3年度(2021年度)校則等に関するアンケート結果

令和3年(2021年)6月実施。

調査対象は全日制、定時制、通信制および特別支援学校については高等部のある学校の78校。

1 校則の各規定について		該当する学校数	該当校の割合
1	髪の色についての規定がある。	51	65%
2	髪の形状についての規定がある。	51	65%
3	髪の加工(縮毛の矯正等)についての規定がある。	49	63%
4	地毛証明の提出を求めるケースがある。	13	17%
5	眉の加工に関する規定がある。	57	73%
6	髪留め、化粧、リップ使用等に関する規定がある。	61	78%
7	肌着(下着等)に関する規定がある。	39	50%
8	防寒着に関する規定がある。	53	68%
9	ひざ掛け等に関する規定がある。	15	19%
10	靴下(タイツ等も含む)に関する規定がある。	56	72%
11	学校指定のバッグがある。	12	15%
12	持ち物(キーホルダー・日傘等)に関する規定がある。	8	10%
13	スマートフォン等に関する規定がある。	67	86%
14	男女専用の制服である。	60	77%
15	女子生徒のスラックス着用は可。	19	24%
16	スカートとスラックスの2タイプの制服があるが、男女指定はしていない。	3	4%
17	男女兼用の「第三の制服」がある。	2	3%
18	男女の制服着用について生徒・保護者から個別に相談があれば柔軟に対応する。	42	54%
19	制服廃止(もともと制服がない)	11	14%

2 校則の周知の方法		該当学校数	該当校の割合
1	生徒手帳に記載	10	13%
2	校内に掲示	31	40%
3	ホームページに公開	1	1%
4	生徒・保護者に文書にて周知	42	54%
5	その他 ※上記1~4以外。下枠に記載。	39	50%

- ◆入学説明会で説明
- ◆入学式で説明
- ◆宿泊研修で説明
- ◆ハンドブック等を配布
- ◆生徒総会で生徒会が説明
- ◆個人タブレットで閲覧できる

3 校則見直しの令和3年(2021年)6月時点の方法		該当学校数	該当校の割合
1	職員のみで適宜見直す	46	59%
2	生徒へアンケート実施	5	6%
3	保護者へのアンケート実施	2	3%
4	生徒・保護者にアンケート実施	5	6%
5	生徒会等が見直し協議に参加	11	14%
6	保護者代表等が見直し協議に参加	6	8%
7	生徒会・保護者代表等が見直し協議に参加	8	10%
8	その他 ※上記1~7以外。下枠に具体例を記載。	5	6%

- ◆生徒会で話し合い、育友会三役に説明し協議して、職員会議後に、生徒会が学級委員会で説明を行った。
- ◆生徒総会とPTA総会で意見を収集
- ◆校則検討委員会の設置

(案)

教安第〇〇〇号
令和3年〇月〇〇日

各県立学校長 様

教 育 長

校則の見直しについて（通知）

校則は、生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長・発達していくための行動の指針として定められている教育的意義を有する重要なものであり、各学校において、学校を取り巻く社会環境や生徒の状況の変化に応じ、内容の検証や見直しが行われています。

『生徒指導提要』（文部科学省平成22年3月作成）等では、校則について、社会通念および学校や地域の実態に応じた適切かつ必要な範囲の内容とし、その運用については、生徒が自主的に守るように指導していくこと、そのためには生徒・保護者と共通理解を持つことが重要である旨が述べられています。

しかしながら、学校における校則の内容や校則に基づく指導に関し、一部の事案において、必要かつ合理的な範囲を逸脱しているという旨の指摘があり、校則が子どもの実情や社会常識などに合った内容になっているか絶えず見直すよう、文部科学省から令和3年（2021年）6月8日付けで事務連絡がありました。

つきましては、下記の視点及び別紙を参照の上、校則の点検を行うとともに、必要に応じて改定を実施していただきますようお願いいたします。

記

1 校則見直しの視点等

- (1) 人権尊重の精神に立った内容・表現であること。
- (2) 社会通念上合理的と認められる範囲になっていること。
- (3) 必要最小限とし、校則に因らない取組で足りると思われるしつけや道徳、健康などに関する細かな事項等まで校則に盛り込まないようにすること。
- (4) 校則をホームページに公開し、周知を図ること。
- (5) 校則見直しについては、生徒・保護者が何らかの形で関り、その手順等が提示されていること。また、校則見直しの取組を年度内に1度は実施すること。

2 留意点

- (1) 見直した校則は、令和4年度4月から運用開始ができること。
- (2) 校則見直しの結果を、令和4年2月28日までに学校安全・安心推進課へ報告すること。
- (3) 改定について、各地区の生活指導連盟等の申し合わせ事項や他校との共通ルールの規定等については、各校において適切な対応をすること。
- (4) ここでの校則とは、頭髪等関係、服装（制服）関係、所持品関係、校則見直しの手順等の生徒指導関係の範囲のものを指している。

別紙 校則見直しの視点についての考えや留意点及び参考事例等

*各校において既に校則の見直しに着手されていますが、以下に見直しの留意点や参考事例等を掲載します。

1 人権尊重の精神に立った内容・表現であること。

(1) 考えや留意点

「地毛証明」は、誤解等により整容検査等におけるトラブルを防ぐためのもので、学校側に人権侵害の意図はない。しかし、「髪の色は黒」という観念をベースにして赤色や茶色がかかった生徒のみに証明書提出を求めるのは、人権及び多様性の観点から適切ではない。他の項目についても、内容・表現を点検し、人権尊重の観点を踏まえたものに改定すること。また、整容検査等で生徒の身体に直接触れての検査や衣服の中までの検査、および頭髪規定に違反した生徒の髪を職員が切るなどは、学校の風紀・秩序の維持や生徒の健全育成を目指したものであったとしても、行き過ぎた指導である。同様の観点から慎むべき事例がないか確認すること。

(2) 本県における校則見直しの参考事例

ア 地毛証明

見直し前	黒髪でない場合は頭髪届け（書面）を提出
見直し後	廃止
理由	人権に関わる問題であるため、廃止した。

イ 下着

見直し前	下着の色は白かベージュとする。
見直し後	下着の色の指定はせず、外から見て分からない程度の色や柄にする。
理由	生徒の自主性や選択の余地及び性被害防止等の観点のバランスを考え、規定を緩やかなものにした。

ウ 制服（多様性）

見直し前	女子のスラックスは昨年度までは個別対応としていた。
見直し後	冬服・夏服ともに女子のスラックスを制服として導入し、生徒に従来のスカートとスラックスのどちらかを選択させる。
理由	ジェンダーに対する社会的な関心が高まっている昨今の事情や、選択肢を増やしてほしいという生徒の意見を踏まえ、制服委員会で保護者を交えて検討を重ねた結果として、女子のスラックスを導入した。

エ 制服（移行期間）

見直し前	原則として冬服は10～5月、夏服は6月～9月とし、移行期間を設ける。
見直し後	原則として冬服は10～5月、夏服は6月～9月とするが、気候等に応じ各自で適宜移行する。
理由	季節や天候に応じて、服装を判断することが望ましいと判断し、生徒が自ら服装の移行を判断できるようにした

2 社会通念上合理的と認められる範囲になっていること。

(1) 考えや留意点

「スマートフォンを学校で預かる」は、個人の財産権の侵害にも抵触する危険性を孕み、かつ預かり期間も利用料金等は発生しているため、社会通念上合理的な規定ではない。規定違反をした生徒へ改善を促す目的での指導等であったとしても、個人の権利を侵害する行為は認められない。他の校則や生徒指導方法についても、それが社会通念上合理的なものであるか、権利の侵害等の危険性がないかも確認すること。

(2) 本県における校則見直しの参考事例

ア スマートフォン（私有財産）

見直し前	スマートフォンを校内で使用した場合、規定の期間学校で預かる。
見直し後	スマートフォンの使用について、校内で規定に反する使用を行った場合は規定の期間保護者による管理をお願いする。
理由	紛失や破損等のリスクを回避することと、預かり期間中も保護者が料金を支払っていることから、学校ではなく保護者で管理をお願いした。

イ バッグ

見直し前	通学用の指定バッグを使用した上で、補助バッグを認める。部活動生においては、許可された部活動の指定バッグを通学用に代用することができる。
見直し後	指定バッグの廃止
理由	部活動生が学校指定バッグを使う場面が少ないこと、保護者や生徒および教職員へのアンケートを実施した結果を踏まえて廃止とし、各自購入したバッグを使用可とした。

ウ 防寒着等

見直し前	マフラー類 長さは、150cm以内とする。色は、黒・紺・茶とする。
見直し後	色や長さについては、制服に適し、安全面に配慮すること。
理由	色や長さの規定を設ける必要性がないため。

3 必要最小限とし、校則に因らない取組で足りると思われるしつけや道徳、健康などに関する細かな事項等まで校則に盛り込まないようにすること。

(1) 考えや留意点

「アームカバーは使用禁止」等の規定があった。ただ、近年は気温上昇や紫外線の影響を考慮すべき等、健康面への配慮の必要性も考えなければならない。校則はそれぞれの実態に応じて定めてもらうため一律の規定指示は行わないが、新しい価値観や事案等の変化に柔軟に対応していくためにも、校則ではない他の教育的活動と併せることで対応できないかを検討し、校則自体は必要最小限にすること。

(2) 本県における校則見直しの参考事例

ア 健康・環境対策等

見直し前	アームカバー使用禁止
見直し後	登下校のみ、華美でないもの（白黒紺等）は可。
理由	紫外線による健康被害が考えられるため。

イ 頭髪

見直し前	作為的な髪型にしない事。（例：ツープロック・アシンメトリーカットなど）
見直し後	作為的な髪型にしない事。
理由	括弧書きの例を消し、服装の確認時に柔軟に対応するため。生徒の自主性や自己管理能力の向上のため。

ウ 靴下

見直し前	靴下は単色・無地とする（白、黒、紺）
見直し後	靴下は無地で華美でないものとする。
理由	就職や進学面接等でふさわしい服装について生徒が自ら考え、行動することができるようにするため。

4 校則をホームページに公開し、校則の周知を図ること。

(1) 考えや留意点

アンケートで確認したところ、校則が提示されていない学校はなかった。ただ、文部科学省の『生徒指導提要』には、校則は入学時までなどに、あらかじめ児童生徒・保護者に周知しておく必要があるとされている。それを受けて、校則をホームページ上に公開し、周知を徹底することとした。

5 校則見直しについては、生徒・保護者が何らかの形で関り、その手順等が提示されていること。また、校則見直しの取組を年度内に1度は実施すること。

(1) 考えや留意点

アンケートでは、「校則の見直し等を職員のみで実施」としている学校が確認された。文部科学省の『生徒指導提要』には、生徒の校則に対する理解を深め、校則を自分たちのものとして守っていこうとする態度を養うことが肝要であるとして、校則の見直しに当たって児童会・生徒会、学級会などの場を通じて児童生徒に主体的に考えさせた例が紹介してある。そのため、校則の見直しに生徒・保護者が何らかの形で参加し、かつ絶えず積極的な校則の見直しを実現するための制度を整えることが必要である。校則の意義を理解し、校則に対する主体的な態度を育むための生徒参加型の校則見直しの仕組みを準備すること。